

厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

「障害者虐待防止研修の効果的なプログラム開発のための研究」
資料

障害者虐待防止研修の効果的なプログラムのためのカリキュラムおよび視覚教材の作成

研究代表者 堀江まゆみ（白梅学園大学子ども学部発達臨床学科 教授）
研究分担者 曽根 直樹（日本社会事業大学福祉マネジメント研究科 准教授）
研究分担者 野村 政子（東都大学ヒューマンケア学部看護学科 准教授）
研究分担者 手嶋 雅史（椋山女学園大学人間関係学 准教授）

研究協力者 片桐公彦（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室虐待防止専門官）
小島幸子（全国手をつなぐ育成会連合会 副会長）
関哉直人（五百蔵洋一法律事務所 弁護士）
谷口泰司（関西福祉大学社会福祉学部 教授）
遅塚昭彦（公益社団法人埼玉県社会福祉士会）
千葉県障害福祉課
吉岡祐二（社会福祉法人南高愛隣会）
松上利男（社会福祉法人北摂杉の子会理事長）
林 晃弘（社会福祉法人フラット理事長）
岩上洋一（社会福祉法人じりつ理事長）
白江 浩（難病ホスピスケア障害者支援施設太白あのみま舎施設長）
中野喜恵（社会福祉法人はるにれの里）
中西昌哉（社会福祉法人世光福祉会施設長）

* 資料提供 仲真紀子（立命館大学総合心理学部 教授）

【研究要旨】

障害者虐待防止研修の効果的なプログラムのために、研修カリキュラムおよび講義演習の視覚教材に関して検討と作成を行った。研修カリキュラムの骨子構造は、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」に沿って検討を行った。研修スケジュールは2日間終日を前提にして、カリキュラム運営を設定した。そのため、共通研修（研修受講者全体向け）、自治体（都道府県、市町村担当者向け）コース、福祉従事者（管理者、施設支援員向け）コースに分けて編集し、それぞれ講義科目と演習科目を設定した。研修に向けた資料や視覚教材の検討と作成も行った。講義科目は都道府県における伝達研修を想定し、基本的な内容を正確に適切に伝えられるような内容として精査した。演習科目は、研修内容が実務にできるだけ反映するように、事例分析をしながら個別支援計画の記入方法を学び、支援方針の立て方を学習するものや、施設内における虐待防止委員会の計画運営や推進計画が作成されやすいような実務的なシート記入などを取り入れた。これにより、全国の都道府県、市町村の障害者虐待防止に関わる担当者や、施設管理者、福祉支援者に対して、標準的な虐待防止の取り組み指針および実務的方法を効果的に伝達できると考える。

A．研究目的

障害者虐待防止研修の効果的なプログラムのために、研修カリキュラムおよび講義演習の視覚教材に関して検討と作成を行った。研修カリキュラムの骨子構造は、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」に沿って検討を行うこととした。また、研修に向けた資料や視覚教材の検討と作成を行い、都道府県における伝達研修を想定し、基本的な内容を正確に適切に伝えられるような内容として精査することとした。

これにより障害者虐待防止のプログラムを、より効果的に行うことができるよう見直すことを目的とした。

B．研究方法

1．方法

研究対象は、以下の2点とした。

障害者虐待防止研修の効果的なプログラムのための研修カリキュラム骨子構造の検討

研修カリキュラムを効果的に実施するための視覚教材の検討と作成

そのために「障害者虐待防止研修の効果的なプログラムのための研修カリキュラム検討」研究協力者委員会を設置し、研究分担者のほかに、全国において障害者虐待に取り組む施設関係者等12名の研究協力者の協力を得た。

2．研究対象

(1) 障害者虐待防止研修の効果的なプログラムのための研修カリキュラム骨子構造の検討

研修カリキュラムの骨子構造は、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活

支援推進室「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」に沿って検討を行った。

(2) 研修カリキュラムを効果的に実施するための視覚教材の検討と作成

講義科目は都道府県における伝達研修を想定し、基本的な内容を正確に適切に伝えられるような内容として精査した。演習科目は、研修内容が実務にできるだけ反映するように、事例分析をしながら個別支援計画の記入方法を学び、支援方針の立て方を学習するものや、施設内における虐待防止委員会の計画運営や推進計画が作成されやすいような実務的なシート記入などを取り入れた。

C．研究結果

1．障害者虐待防止研修の効果的なプログラムのための研修カリキュラム骨子構造

研修カリキュラムの骨子構造は、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」に沿って検討を行った。

研修スケジュールを2日間終日として、研修運営の方法を勘案してカリキュラム編成を設定した。そのため、共通研修（研修受講者全体向け）、自治体（都道府県、市町村担当者向け）コース、福祉従事者（管理者、施設支援員向け）コースに分けて編集し、それぞれ講義科目と演習科目を設定した。

各講義と演習の獲得目標、および研修で取り上げるべき内容、時間を具体的に示した（次表）。

表 障害者虐待防止を効果的に行うためのカリキュラム一覧

1日目(午前) 1. 共通研修 障害者虐待防止法の法制度の概要と現状を理解する

科目	獲得目標	内容	時間数 (分)
研修の趣旨説明 虐待対応状況調査 報告	障害者虐待対応状況調査の 内容を理解し障害者虐待防 止に向けた国の施策を理解 する	虐待対応状況調査の報告 障害者虐待防止に向けた国の施策と 動向	9:30~ 9:55 (25)
障害者虐待総論-成 立までの経過、社 会的意義	障害者虐待をめぐる経過や 社会的意義、障害者虐待研 修を効果的に進めるための 姿勢などを理解する	障害者虐待総論-成立までの経過、社 会的意義	9:55~ 10:55 (60)
当事者の声(ビデ オ)	知的障害保護者当事者、身 体障害当事者のおかれた虐 待の状況や心理、期待を理 解する	知的障害保護者当事者の声 身体障害当事者の声 精神障害当事者の声	10:55~11: 10 5×3 (15) 休憩 (10)
障害者虐待防止法 の概要	1. 障害者虐待防止法の成 立、 障害者虐待防止法の意義に ついて理解する。「障害者虐 待」の定義、「障害者虐待」 に該当する場合、障害者福 祉施設従事者等による障害 者虐待、虐待行為に対する 刑事罰を理解する	1. 障害者虐待防止法の成立 2. 障害者虐待防止法の意義 1. 「障害者虐待」の定義 (1) 障害者の定義 (2) 「障害者虐待」に該当する場合 2. 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待 3. 虐待行為に対する刑事罰	11:20 ~ 12:20 (60)

1日目(午後) 都道府県市町村自治体コース - 1

科目	獲得目標	内容	時間(分)
養護者による障 害者虐待の防止と対 応(講義1.2. 3)	1 養護者による障害者虐待 における、通報受理から事 実確認、虐待判断、対応計 画の策定と評価・終結の流 れと各段階の対応のポイン トを理解する。	講義 1 障害者虐待防止と早期発見に 向けた取組と養護者支援 【手引き該当項目】 養護者による障害者虐待の防止と 対応 1 障害者虐待の防止に向けた取組	13:10 ~ 13:40 (30)

	2 障害者の安心で自立した生活のための支援と養護者支援の考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発 (2) 虐待防止ネットワークの構築 (3) 養護者支援による虐待の防止 2 障害者虐待の早期発見に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> (1) 通報義務の周知 (2) 早期発見に向けて 3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応(市町村) (8) 養護者(家族等)への支援 5 養護者による障害者虐待の事例 	
		<p>講義 2 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応(初動期対応について)</p> <p>【手引き該当項目】</p> <p>3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応(市町村)</p> <p>【初動期対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談、通報及び届出の受付 - (2) 対応方針の協議 (3) 事実確認、訪問調査による安否確認 (4) 立入調査 (5) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定 (6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応 	<p>13 : 40 ~ 14 : 30</p> <p>(5 0)</p> <p>休憩 (1 0)</p>
		<p>講義 3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応(対応段階・終結段階について)</p> <p>【手引き目次の該当項目】</p> <p>3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) その他の障害者支援 (9) 成年後見制度等の活用 (10) モニタリング・虐待対応の終結 	<p>14 : 40 ~ 15 : 20</p> <p>(4 0)</p>

		<p>4 財産上の不当取引による被害の防止</p> <p>(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介</p> <p>(2) 成年後見制度の活用</p>	
<p>事実確認調査における情報収集と面接手法（講義）</p>	<p>1 事実確認調査における情報収集と面接手法について理解する</p> <p>2 事例を通じて実践できるよう準備する</p>	<p>講義4 聞き取り面接における留意事項</p> <p>1. 客観的な聴取の必要性</p> <p>2. 面接までの手続き</p> <p>1) 面接の準備と環境</p> <p>2) 司法面接に準ずる面接法</p> <p>3) NICHD プロトコルにもとづく面接の手続き</p> <p>3. 導入</p> <p>1) 自己紹介, 機材・面接の説明</p> <p>2) 面接での約束事（グラウンドルール）</p> <p>3) ラポート形成</p> <p>4) 出来事を思い出して話す練習（エピソード記憶の練習）</p> <p>5) 本題への移行</p> <p>6) 出来事の分割</p> <p>7) オープン質問</p> <p>8) 中断（ブレイク）</p> <p>9) 補充（フォローアップ）</p> <p>10) 確認</p> <p>11) 終結（クロージング）</p> <p>4. 様々なケースへの対応</p> <p>1) 目撃が疑われる場合</p> <p>2) 加害・違反が疑われる場合</p> <p>3) 障がいや発達に応じた留意事項</p> <p>5. 事例</p>	<p>15:30~ 17:00</p> <p>(90)</p>

2日目（午前） 都道府県市町村自治体コース - 2

科目	獲得目標	内容	時間 (分)
----	------	----	-----------

<p>養護者による 障害者虐待の防止 と対応（演習）</p>	<p>1 事例を通じて通報受理、 事実確認、虐待判断までの 流れを理解する。 2 事例を通じて養護者支援 について理解する。</p>	<p>演習 養護者による虐待における自 治体の対応（初動期を中心に） ・演習目的、事例情報の共有 ・個人ワーク(各種帳票を用いて) ・グループワーク(各種帳票を用い て) ・解説</p>	<p>9:30 ~ 11:00 (90) 途中 休憩 10</p>
<p>障害者福祉施 設従事者等による 障害者虐待の防止 と対応 (講義)</p>	<p>1 施設従事者等による障害 者虐待防止の防止・対応にお ける行政の役割を理解す る。 2 施設従事者等による障害 者虐待対応における、通報 受理から事実確認、虐待判 断、対応計画の策定と評 価・終結の流れと各段階の 対応のポイントを理解す る。 3 障害者虐待が発生した要 因の分析から改善指導・改 善計画の評価などの施設に 対する指導助言のポイント を理解する。</p>	<p>講義 1 障害者福祉施設従事者等によ る障害者虐待の防止と対応 【手引き目次の該当項目】 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止と対応 1 定義・概略 2 相談・通報・届出への対応（市 町村） (1)通報等の受付 (2)市町村による事実の確認 (3)市町村から都道府県への報告 (4)都道府県による事実の確認 (5)社会福祉法及び障害者総合支援法 の規定による権限の行使等 (6)虐待があった施設の再発防止に向 けての支援 3 身体拘束に対する考え方 4 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止 (1)障害者福祉施設等の設置者等の責 務 (2)管理者・職員の研修、資質向上 (3)個別支援の推進 (4)開かれた施設運営の推進 (5)実効性のある苦情処理体制の 構築 (6)指導監査等による確認 (7)虐待防止に重点を置いた機動 的な指導・監査の実施 (8)障害者福祉施設従事者等によ る障害者虐待の状況の公表</p>	<p>11:10 ~ 12:40 (90) 途中 休憩 (10)</p>

		5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上 都道府県研修における演習についての説明	
--	--	---	--

2日目(午後) 都道府縣市町村自治体コース - 3

科目	獲得目標	内容	時間 (分)
性的虐待の防止 と対応	性的虐待が起こる背景等や、性的虐待を防止するための対応を理解する	講義 性的虐待が起こる背景と通報における課題 性的虐待の事例と防止のための対応	13:40~14:10 (30)
使用者による障害者虐待の防止と対応 (講義1.2)	1 使用者虐待における自治体の通報受理、事実確認、虐待判断、都道府県への通知、労働局への報告までの流れを理解する。 2 市町村・都道府県・労働局の役割と連携について理解する。	講義1 <u>使用者による障害者虐待の防止と対応</u> 【手引き目次の該当項目】 使用者による障害者虐待の防止と対応 1 定義・概略 2 使用者による障害者虐待の防止 (1) 労働関連法規の遵守 (2) 労働者への研修の実施 (3) 苦情処理体制の構築 3 相談・通報・届出への対応 (1) 通報等の受付 (2) 市町村・都道府県による事実の確認等 (3) 市町村から都道府県への通知 (4) 都道府県から都道府県労働局への報告 (5) 都道府県労働局による対応 (6) 都道府県等による障害者支援 (7) 使用者による障害者虐待の状況の公表	14:10~14:40 (30)
	1 使用者虐待における都道府県労働局の役割と体制、連携方法について理解する	講義2 <u>使用者虐待対応における労働局との連携</u> 【手引き目次の該当項目】	14:40~15:10

		使用者による障害者虐待の防止と対応 3 相談・通報・届出への対応 (5) 都道府県労働局による対応	(30) 休憩 (10)
都道府県の役割 (講義・演習)	1 都道府県における障害者虐待防止・権利擁護の取組の実際を知る。	講義 都道府県における障害者虐待防止・権利擁護の取組	15:20~15:40 (20)
		演習 参加者による情報交換	15:40~16:00 (20)

1日目(午後) 福祉従事者コース - 1

科目	獲得目標	内容	時間数 (分)
総論 障害者虐待の防止	虐待事案を契機に、それまでの事業所としてのあり方を見直し、支援の質の向上を果たした事業所の事例を学び、事業所の支援に活かす。	3. 障害福祉サービス事業者としての使命(倫理・価値) 4. 障害者虐待を契機に再生した事業所の事例	13:10~14:10 (60) (休憩10)
通報の意義と 通報後の対応	障害者虐待の通報者が、虐待が起きた施設自らの通報が増加している実態を理解し、通報義務の意義が、虐待を受けた障害者を守ることはもちろん、虐待した職員、施設・事業所、設置者・経営者のすべてを救う道であることを理解する。また、虐待を隠蔽しようとした場合罰則、通報者の保護、被虐待者と家族が置かれる立場を理解する。	5. 通報はすべての人を救う 障害者福祉施設等の虐待防止と対応 1. 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務 2. 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則 3. 通報後の通報者の保護 4. 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解	14:20~15:20 (60) (休憩10)
運営者の責務 と虐待防止委員会	虐待防止は組織的な取り組みでしかできないことを理解し、運営者の責務と事業	5. 虐待を防止するための体制について (1) 運営責任者の責務 (2) 運営規程への明示	15:30~17:00 (90)

	所の虐待防止の体制整備について理解する。	(3) 事業所としての体制整備	
--	----------------------	-----------------	--

2日目(午前) 福祉従事者コース - 2

科目	獲得目標	内容	時間数 (分)
運営者の責務と虐待防止委員会	虐待防止の組織的な取り組みとして、虐待防止委員会の整備がある。虐待防止委員会の役割と機能を講義と演習で理解し、自事業所で設置できるようになることを目標とする。	(4) 虐待防止委員会の役割 (5) 全ての職員への周知徹底 (6) 障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順 (7) 通報手順の参考例 (1) 考えられる研修の種類 (2) 研修を実施する上での留意点 6. 虐待を防止するための取組について (1) 日常的な支援場面等の把握 (2) 風通しの良い職場づくり (3) 虐待防止のための具体的な環境整備 7. (自立支援) 協議会等を通じた地域の連携	9:30 ~ 11:20 (110) (休憩 10)
虐待が疑われる事案への対応	自事業所で虐待が疑われる事案が生じた場合の具体的な対応について理解する。	虐待が疑われる事案があった場合の対応 1. 虐待が疑われる事案があった場合の対応 2. 通報者の保護 3. 市町村・都道府県による事実確認への協力 4. 虐待を受けた障害者や家族への対応 5. 原因の分析と再発の防止 6. 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者の役割 7. 虐待した職員や役職者への処分等	11:30 ~ 12:20 (50)

2日目(午後) 福祉従事者コース - 3

科目	獲得目標	内容	時間数 (分)
身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上	やむを得ない理由による身体拘束の要件を理解するとともに、主に肢体不自由のある利用者に対する身体拘束と座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用に関する考え方を理解する。	<p>身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて</p> <p>1．身体拘束の廃止に向けて</p> <p>2．やむを得ず身体拘束を行うときの留意点</p> <p>(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き</p> <p>3．座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用</p>	13:10 ~ 14:00 (50) (休憩5)
	行動障害のある利用者に対する行動制限の廃止に向けた適切な支援のあり方について理解する。	<p>4．身体拘束としての行動制限について</p> <p>5．身体拘束・行動制限を止めた例</p> <p>6．行動障害のある利用者への適切な支援</p> <p>(1) 強度行動障害の状態にある人が虐待に逢いやすいこと</p> <p>(2) 強度行動障害支援者養成研修があること</p> <p>(3) 強度行動障害を有する人等に対する支援者の人材育成について</p>	14:05 ~ 14:50 (45) (休憩10)
虐待があった場合の対応 まとめ振り返り	虐待が認定された場合の行政の対応を理解するとともに、虐待を受けた障害者の保護に対する行政からの要請に対する協力と、保護された障害者への対応方法について理解する。 研修全体のまとめと振り返りを行う	<p>市町村・都道府県による障害者福祉施設等への指導等</p> <p>1．市町村・都道府県による事実確認と権限の行使</p> <p>2．障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表</p> <p>虐待を受けた障害者の保護に対する協力について</p> <p>1．居室の確保に関する協力</p> <p>2．保護された障害者への対応</p> <p>研修全体のまとめと振り返り</p>	15:00 ~ 16:00 (60)

2. 研修カリキュラムを効果的に実施するための視覚教材の検討と作成

研修カリキュラムを効果的に実施するために、各講義と演習ごとに、映像教材、パワーポイント教材、演習のためのモデル事例、個別記録シート、実施計画省など作成した。特に工夫した点などをまとめた。

3. 研修カリキュラムを効果的に実施するための視覚教材の実際

講義および演習として標準的な内容を、各講義・演習ごとに示した。作成した視覚教材は次ページ以降に示した。

特に、パワーポイントの「ノート機能」を活用し、それぞれの内容において最低限抑えるべき内容をコメントした。都道府県や市町村、福祉事業所での伝達研修に活用できる。

パワーポイントの「ノート機能」を表示するためPDFでまとめた。

E. 結論

障害者虐待防止研修の効果的なプログラムのために、研修カリキュラムおよび講義演習の視覚教材に関して検討と作成を行った。研修カリキュラムの骨子構造は、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」に沿って検討を行った。研修スケジュールは2日間終日を前提にして、カリキュラム運営を設定した。そのため、共通研修（研修受講者全体向け）、自治体（都道府県、市町村担当者向け）コース、福祉従事者（管理者、施設支援員向け）コースに分けて編集し、それぞれ講義科目と演習科目を設定した。研修に向けた資料や視覚教材の検討と作成も行った。講義科目は都道府県における伝達研修を想定し、基本的な内容を正確

に適切に伝えられるような内容として精査した。演習科目は、研修内容が実務にできるだけ反映するように、事例分析をしながら個別支援計画の記入方法を学び、支援方針の立て方を学習するものや、施設内における虐待防止委員会の計画運営や推進計画が作成されやすいような実務的なシート記入などを取り入れた。これにより、全国の都道府県、市町村の障害者虐待防止に関わる担当者や、施設管理者、福祉支援者に対して、標準的な虐待防止の取り組み指針および実務的方法を効果的に伝達することができると思う。

F. 健康危険情報
なし

G. 研究発表
1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)

1. 特許取得
特になし

2. 実用新案登録
特になし

3. その他
特になし